

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆さまこんにちは。6月に入り、今年は梅雨入りも早く蒸し暑い日々が続いております。暑さに伴い弊社では5月からクールビズを開始しており、見た目も軽やかに、これからの季節を乗り切って業務に励んで参りたいと思っております。

今回は、毎年7月上旬に提出する「社会保険料の算定基礎届」について税務監査部の西元が担当いたします。

## 社会保険の算定基礎

社会保険料は、算定された標準報酬月額に基づいて決定されます。

毎年4～6月に支払われた平均賃金を用いて標準報酬月額を更新します。これを定時決定といいます。

算定結果は「算定基礎届」として **7月10日まで**に事務センターまたは管轄の年金事務所、協会けんぽ、若しくは健保組合へ提出します。

### ・算定基礎届の提出と提出対象者

算定基礎届は、通常管轄の年金事務所や協会けんぽ、若しくは健保組合から事前に送付されます。

「被保険者報酬月額算定基礎届」、「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表」

「被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表（雇用に関する調査票）」

上記3つを記入したのち、**7月1日から7月10日まで**に事務センターまたは管轄の年金事務所、協会けんぽ、若しくは健保組合へ提出します。

提出義務者は 7月1日現在の全ての被保険者及び70歳以上被用者です。

ただし、以下の(1)～(4)の**いずれかに**該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- |                      |                                    |
|----------------------|------------------------------------|
| (1) 6月1日以降に資格取得した方   | (3) 6月30日以前に退職した方                  |
| (2) 7月改定の月額変更届を提出する方 | (4) 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方 |

### ・新社会保険料の算定方法

4月、5月、6月に**支払った賃金**から1か月あたりの報酬月額を算出し、その金額を健康保険・厚生年金保険の保険料額表にあてはめて決定します。この賃金には、基本給、家族手当、住宅手当、通勤手当、役職手当など、労働の対償として支払われたものすべてを含みます。

4月	報酬	} 報酬総額 (4月+5月+6月) 3 =報酬月額
5月	報酬	
6月	報酬	

一方、お祝い金・見舞金のような臨時に受けるものや、年3回以下の賞与は含まれません。

ただし、下記の場合は、従前の標準報酬月額のままで変更はありません。

- ・4～6月の報酬支払基礎日数が、どの月も17日に満たなかった場合
- ・4～6月に関しては報酬を受け取らなかった場合（病欠等）

(図：出典「日本年金機構 定時改定」)

<URL : <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20121017.html>>

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽に**アスマア税理士法人**にご相談ください。  
TEL : 092-726-2350